

Webシンポジウム 「高齢者と金融取引の現代的課題」



2024年3月17日 13～16時

主催：地域アカデミア研究実践機構

「高齢者と金融取引の現代的課題」 ＜シンポジウム次第＞

1.開催趣旨

モデレーター：澁谷彰久（山梨県立大学名誉教授）

2.基調講演

テーマ①高齢者の金融取引に係るトラブルー全銀協ADR紛争事例から

報告者：大野正文氏

（全国銀行協会金融ADR部あっせん委員会事務局審議役）

テーマ②「それは、私のお金です！」生活支援と暮らしの中での金銭管理

ー社会福祉士の視点からの現場報告

報告者：二塚 綾氏（甲府市社会福祉協議会・社会福祉士）

テーマ③高齢者向け金融商品と金融サービスの課題

－2023年ドイツ世話法の改正を手掛かりに

報告者：八谷博喜氏

（三井住友信託銀行専門理事・中央大学研究開発機構 教授）

テーマ④高齢者預金の払出しにおける代理等に関する問題点

報告者：福田智子氏（茨城大学講師）

<休憩>10分

3.ディスカッション 15時～16時

1. 開催趣旨

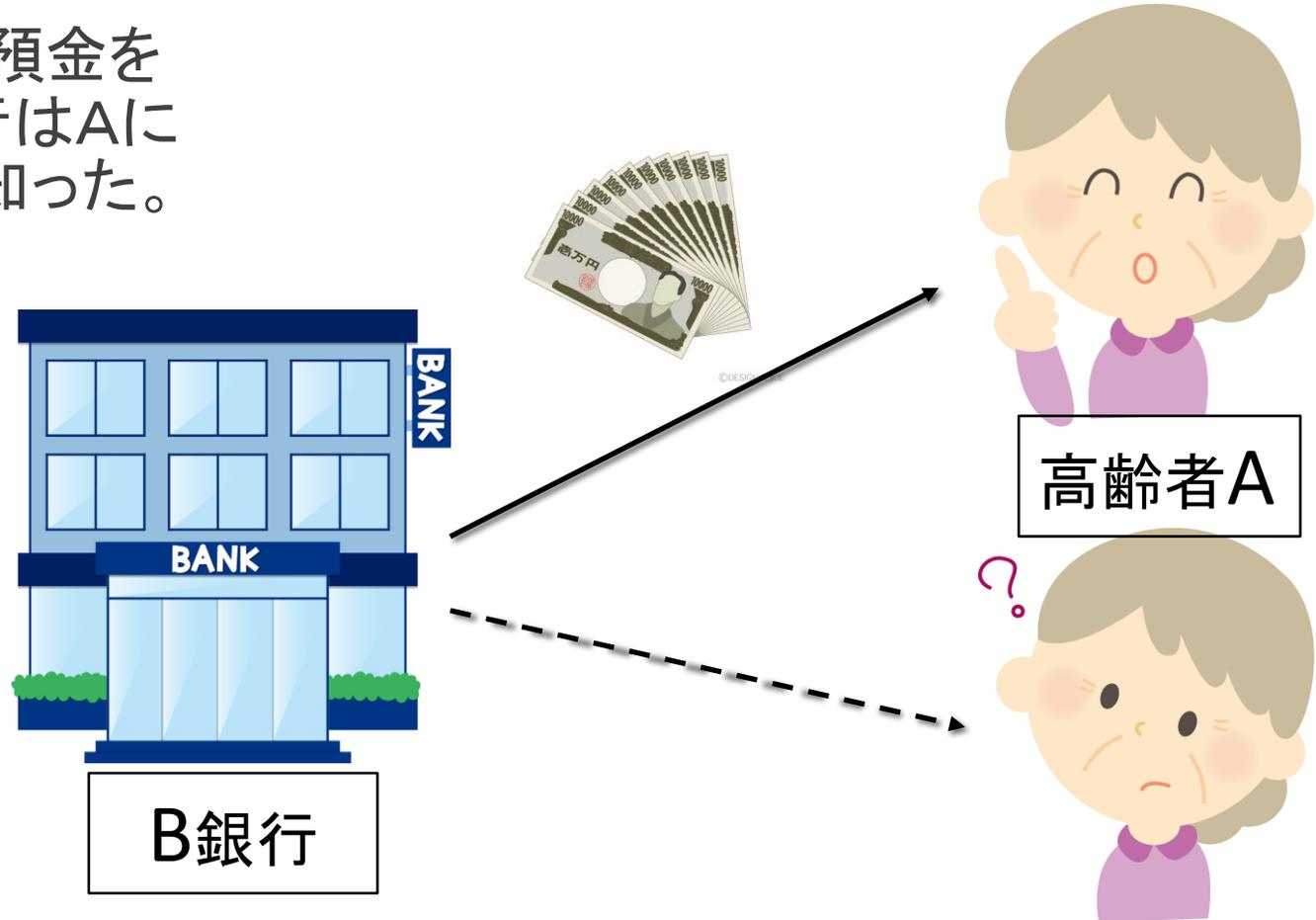
高齢者や意思能力、身体能力の減退により十分な金融サービスを受けない場合、金融包摂の確保が従前より指摘されてきた。

また、成年後見制度や信託制度を用いた多くの金融商品・サービスが検討、提供されてきているがそれらの多くが顧客のニーズに十分応えているかが課題となっている。

このシンポジウムでは最新の金融動向を制度面、実務面から研究者、実務家、顧客の立場から多角的に議論し、その方向性について検証してみたい。

事例1

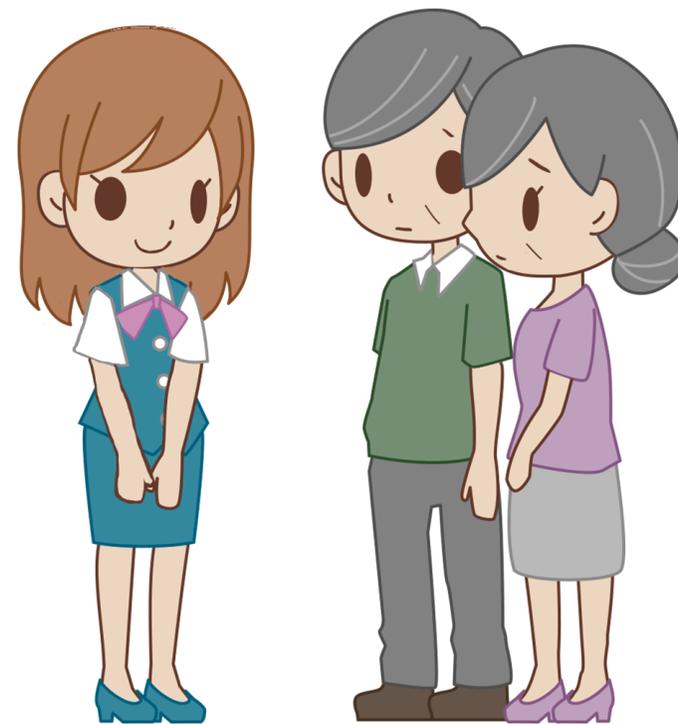
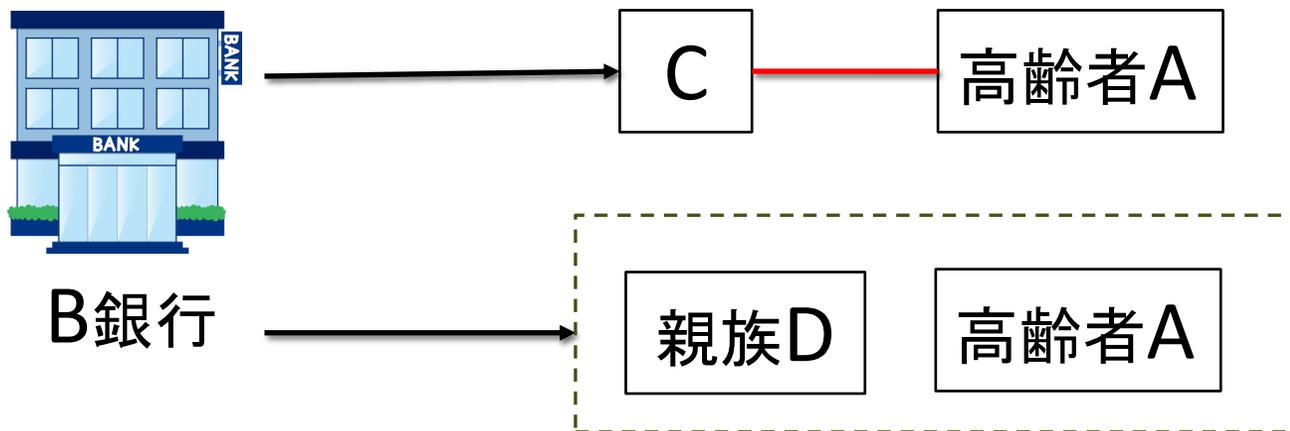
高齢者AはB銀行の普通預金を引き出した取引後、B銀行はAには意思能力のないことを知った。



事例2

高齢者Aに頼まれてCはAの代わりにB銀行の普通預金を引き出した。

また、高齢者Aは親族Dと同席してB銀行の普通預金を引き出した。



制度別の認知機能区分

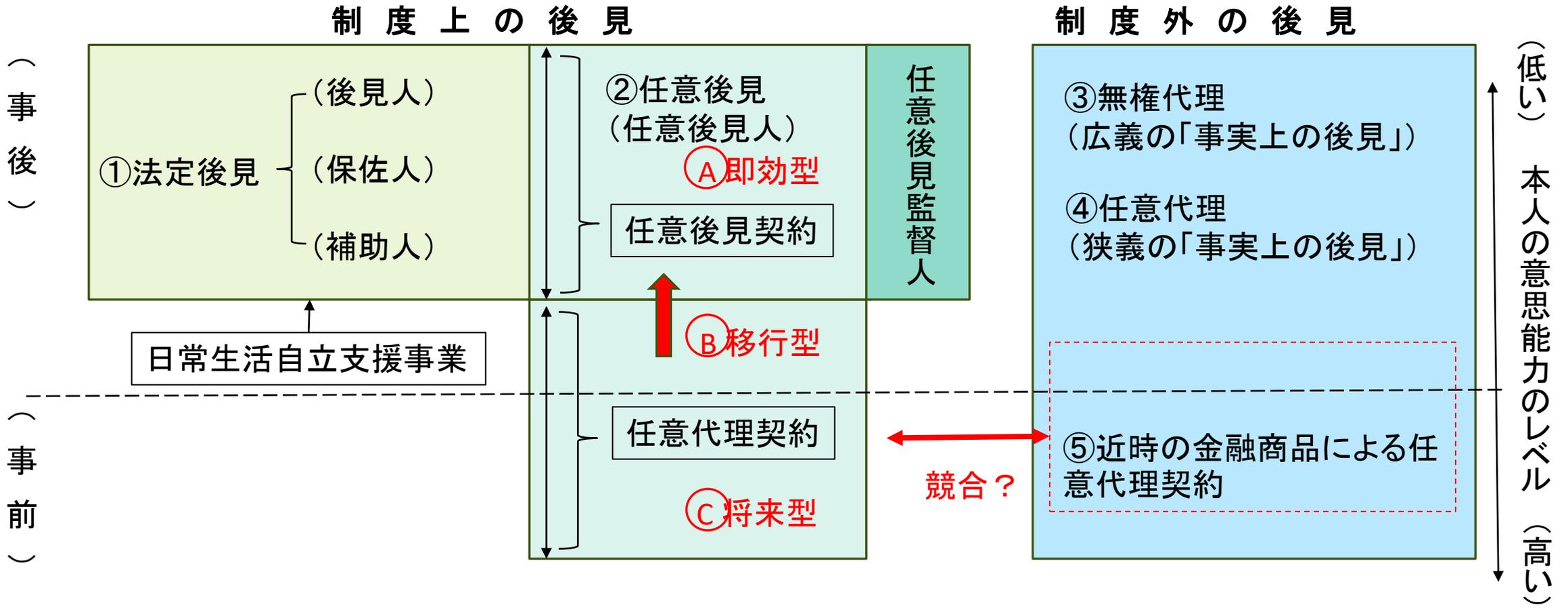
認知機能の区分*	福祉区分(障害程度・要介護認定**)	成年後見制度の区分
健常	自立	任意後見契約
このグレーゾーンにおける認知機能の判定が難しい		
軽度	見守り	(補助)
中等度	一部介助	補助・保佐
重度	全部介助	後見

*認知機能の評価法と認知症の診断

- 1) 認知機能障害を疑う手がかり
- 2) 認知機能検査(スクリーニング検査)
- 3) 認知症の診断 DSM-5による認知症の診断基準

**障害程度・要介護認定

日常生活活動度(Activities of daily living; ADL)による評価



問題点

1. 意思能力の有無

高齢者の認知能力には個人差があり、画一的な意思無能力の判断基準を民法3条の2により適用することは現実的ではない。一方、金融機関側においては、取引の相手方の意思能力の有無やそのレベルを個別に判定することは現状では困難。

2. 代理権の有無

判断能力が減退した本人のためには、成年後見制度による法定代理権や任意後見制度による代理権の付与が制度的には用意されている。一方、多くの高齢者を取り巻く状況には、これらの制度利用よりも法的手続きを経ない「事実上の後見」という形での預金取引が行われている。

課題（私見）

課題1

成年後見制度の利用促進により本人の財産管理、身上保護をより良く進めることは論を待たない。しかしながら、制度外での多くの高齢者のニーズをくみ上げる方策や預金取引の安定性を図るための仕組みを広く求めることが重要である。

課題2

意思無能力や意思能力の減退という認知機能のみならず、多くの高齢者が身体的能力の衰えや生活面での補助や支援を求めている。特に生活資金の管理口座である預金取引における銀行等との法的関係を安定化させ、高齢預金者に必要な金融サービスが求められる。

シンポジウム基調講演

現状分析1(実務面から)

- (1) 金融ADRでのケースから
- (2) 福祉の現場でのケースから

現状分析2(理論面から)

- (3) ドイツの世話制度からの示唆
- (4) 預金契約と代理制度の整理